

國第二十四回
參議院地方行政委員會會議錄第二十號

昭和三十一年四月十三日(金曜日)午後
一時四十分開会

委員の異動

本日委員會末治君及び永畠光治君辞任につき、その補欠として苦米地義三君及び小笠原二三男君を議長において指名した。

出席者は左の通り

理事

伊能芳雄君
森下政一君

小幡 治和君
佐野 廣君
田中 啓一君
堀 未治君
小笠原 二三勇君
加瀬 完君

國務大臣

運輸大臣

卷之三

鈴木
琢二君

早川 崇君

奥野 誠亮君

渡邊喜久造君

中尾
博之君

山東世一卷

伊能繁次郎君

山內
公猷君

卷之三

ほほその見当をおつけになつてかかるべき時期ではないかということを考えまするし、ことに当委員会といたしましては、昨日、地方統法改正法律案が衆議院の審査を経て、どちらに回付され、本審査に今まさに入らんとする段階でありまするが、その他衆議院でまだ審議が終らぬために、予備審査にあるところの法案も相当多くかえりあるところのような状況でありますので、かたがたこれらの法案の審議にも重要な関係のあることでありますから、参議院の通常選挙は大体いつごろになるかといふ見通しきはつきりさして、当委員会の法案審議の日程等をにらみ合して勘案し、決定をまたなければならぬではないか。おそらくこれは、ひとり当委員会の委員のみならず、参議院議員全体が非常に重大な関心をもつておることだと思いますので、すでに今日となってみれば、大体の政府の見通しを承わつてしかるべき時期が来たと私は思ひますので、その点について一つ、官房長官からお見通しを承わつておきたい、かように存じて、ここで御出席をお願いしたわけなんです。

二条一項の規定によりまして、通常選挙は、議員の任期が終る日の前三十日以内に行なうことが建前でござります。しかしながら、なお、同條第二項の規定によりますれば、通常選挙を行なべき期間が参議院開会中あることは参議院の開会の日から三十日以内にかかる場合におきましては、通常選挙は、参議院開会の日から三十日以後三十五日以内に行なうこととなつておるのであります。従いまして、今回の通常選挙は、この第二項の規定する場合に該当するものと考えるのでござります。そういたしますれば、開会の日から三十一日以後三十五日以内は、六月十七日から六月二十一日までの間になるのでありますて、その間において選挙が行われるものと、こう考へておられます。

○森下政一君 先のことだからはつきり御説明なさりかねるのかと思ひますが、そうすると、大体のお話では、大体この国会は延長されるなんていふうなどではないとした場合、今のお話のところでは、国会の会期が延長されるなんていふことは、政府は予想しておいでだならん、どう了解してよろしくござりますか。

○政府委員(根本龍太郎君) 政府いたしましては、今国会の会期中に、政府提案の一切の議案並びに条約案が通過することをひたすら念願しておりますして、現社会期延長を政府から申し入れるとどうような立場には立つていな

「いのでござります。なお、国会の会期は、これは国会できることでありますので、政府としては、現在延長されるととを予定して、いろいろの法案その他を審議をお願いしているわけではございません。

○小笠原三三男君 速記がついて、木で鼻をくくったような答弁をする段になれば、今のような答弁でけっこうなことです。しかし、口と心が全然ならばな話をして、五年も六年もお互い議員をやっているものの中で、切りきちょうめんな御答弁を聞きたいために、わざわざあなたをどこへお呼び申し上げたわけではない。そんなことは百も承知でおいでになりながら、法律上の建前をとつて、きれいごとで御答弁になるという段階であるかどうか、そういう点がわれわれとして問題であるから、この際それがいいとか悪いとかいう批判ではなくして、率直に、どういう違ひになつてゐるかということを聞いておかなければ、これは、法案の審議といふ、あるいは参議院議員の選挙そのものに関連していくことですから、委員会の運営といふ、重大な点が起つてくる、こうしたことで聞いていく。まして当委員会は、選挙法関係を扱つて來ている専門の委員会であり、今後もまた、大きな法案の審議される委員会なんですから、そろそろ木で鼻をくくったような御答弁で、さようございますが、わかりました、お帰りくださいというわけにはいかんですわ、それは、大体岸幹事長をはじめ

三

として政府と党幹部は、会期はきりぎりまで延長さるべきである。ただ国会運営の都合上、それは表面化すべきじゃないというふうに種々論議が加えられていくといふことは、新聞紙上でも伝えられ、各般の幹部の談話として公表されている部分があるのであります。そういう点からいえば、政府としては、会期の延長は国会が自発的にきめることだと言つていますけれども、この際の会期延長の問題は、国会といつても、衆議院がその議決については優先されるのです。しかし、参議院のこれは選挙に関する事であり、参議院議員の今後のいろいろな行動の上からいって、国政運営上影響のあることは、現実上避けられないんです。そういう点からいえば、政府としてもそれだけの山積した法案を持っておつて、今日会期延長はしない、議院の方へ政府が出したものだけは、全部上げてもらいたいということが見える段階であるかどうか。この当委員会で見ても、実態をござんなさい。今から地方税の審議をします。それから、予算に関連する法案はまだ三本くらいあるんですね。まだ衆議院は上つてしません。その地方自治法の膨大な法案がありまして。そして公職選挙法のあの大きな問題があるのであります。五月十七日までにわかれわれ委員会にこれを審議せいといふのですか。できるといふのですか。参議院の審議権といふものが十分尽されても、なおその審議ができるとお考えですか。そういうふうに私たちはまだねじ込んで聞きたくなる。そんなことで、あなたが委員長でここへ座つてやつたってできしたことですか、五月十七日までにどれだけの法案全部完了

○小笠原二三男君 それでは、五月十七日までに上げ得るようには政府は法案の提出でも、あるいは衆議院における政府与党は絶府多数なんですから、そういう意味で、法案審議について、参議院に支障のないよう御努力が今日ただくように、あらゆる努力をしておままでになされておりましたか。

○政府委員(根本龍太郎君) 政府としても、いずれの法案についても、すみやかに審議結了して、成立していく次第でござります。

○小笠原二三男君 じや具体的にお尋ねしますが、この地方税法などはそういう努力がありましたか。約束された通りに、参議院の方にあるめどを持つた時期に、この法案が回ってくることができ得なかつたじゃないですか。

じゃ、そのことは、衆議院における地方政府委員会の審議が熱心のあまりそういうことだつたが。そうじゃない。政府与党である、あなたの方の与党である内部における問題が解決しないで、じんぜん日がおくれて、地方税法案がようやくきのうあさう本格的に審議となろうとしつつある。衆議院は何日、参議院が完了するくらいの意気込みをもってやるべきははずなんですね。この空大部分をとつておる、予算に間に合せらるためというならば、三月三十一日に参議院が完了するくらいの意気込みをもつてやるべきははずなんですね。これが国会における、参議院に来て、追い込まにががつて、われわれの審議権も十分ございません。従いまして、われわれといいたしましては、政府として現在会期延長を考えていないとども事實でござります。

思わないで、この法案が予定されるときまでに上げてもらいたい。また、あとは上げる法案がいろいろ押しかけてきている。現に委員長もそういう気持で、早くこれを上げてほしいということは、十分審議しながらも、早く上げてほしいということは、それはわれわれは、要請されておる委員長の気持もわかる。われわれも努力する。しながら、あなたが言葉を重ねておられることが、十分審議しながらも、早く上げてほしいということは、それはわれわれが十分審議されることのできるだけの時間を考えられたかというと、事実はそうではない。あなたの現に言っていることはうそなんですね。それは、衆議院 자체の問題、衆議院地方行政委員会の審議そのものが十分尽されることのために、そういう事態を引き起したということを言ひますか。私の聞いているのは、あなたはあらゆる努力を今日までしておつたと、そして、その通りなってきつとういうやの意見だから、具体的に一例をあげてお尋ねをしたんです。努力が成功して、きちんとこっちの立法へ、衆議院半分、参議院半分なら半分と、予定される日数のうちで振り合いつつ、審議できるように上つてきていますか、法案が。そうではないんですね。そういう点から言えば、私は、あまり言葉を重ねることばかりではなく、さつき聞いた通り、この情勢をこのまま推移していくということになれば、これは、会期延長ということを国会としてやってもらいたいということをこのまま早晚來るのでないだろかと思われるが、そういうことは、そのときになつて考えてみなければならぬ。いうだけの意見であるということを、あなたは固執なさるならなされてもよい

いのです。しかし、そうならば、必ず關係する各種の法案で残る部分が出てくる。そういうこともまあ確実に、こなは申し上げることはであると思う。されば、超党派で、どの委員だって、二月十七日までに今案件となつておるのは全部上ののだということは保証できないとと思う。そういう、どの委員も、この運営の上からいつて、もう少し始めたの方からも積極的に御答弁を願いたいと思う、さっきの答弁にがらんで。

○政府委員(根本體太郎君) 私が申し上げましたのは、政府としてはあらざる努力をしたということをございまして、その結果が政府の期待した通りいかなかつたということもありました。しかしこれは、国会の審議権は国会にあるのでござりますので、それについて、われわれはかれこれ申し上げることはできないと思います。会期問題につきまして、先ほど申しましたようにございまして、現在政府としては、会期中に政府提出の法律案が成ることをひたすらに期待しておる、いう段階でござります。

○小笠原二三男君 そうすると、まことに参議院の選挙とか何とかいうことは、術的な問題なんで、参議院議員は少御迷惑があろうとも、そういうこと今のところは何も問題として考えて、延長をされることもあるだらうし、ない、御迷惑があろうがなからうが結局は、国会の自主的な決定で会期日が繰り延べられたあとで、そのための準備をすればいいんだ、うなればなつたで、政府は、当然選期日が繰り延べられたあとで、その行為のための準備をすればいいんだ、くまでもんなんものは……、どうう国会議員の選挙の期日などはいつあるが、事務的なことなんだ、法

よってただやつていきやいんだといふ意味合ひに聞きましたが、どうですか。

○政府委員(根本龍太郎君) 技術的な

問題であると同時に、法律事項でござります。従いまして、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的な問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考えます。

○小笠原二三男君 あなたの答弁では、いろいろ私も参考になる点がありまし

ました。そういう話をする段取りになれば、われわれだって、法律上なり国会

法上の問題をたてては、とて委員会の運営をやるだけです。われわれだけ個人

の、国会の審議権は絶対放棄しません。委員長が何を言おうが、政府がど

う要請しようが、十分国会の審議権は発揮してやらなくちゃならない。今後

政府として、官房長官として、陰であれ公式であれ、当委員会の運営に制約

を加えるような各種の行動は慎んでもらいたい。あなたは、あくまでも政

府の立場で、政府与党は与党で全然別

だ、政府とは関係ないんだ、何の因果

関係も持たんという答弁で事足りると

いうなら、われわれも本然の姿に立ち返つて、そういう運営をしますから。

しかし、あなたは絶対、私たちにそういう言明をした限り、直接といい間接

といい、この国会運営なり委員会運営に対して制約し、あるいは影響を与える

ような言動は慎んでもらいたい。もしもそういうことがどこかで起つて、私は、この問題はあなたにお尋ねしたいと、どうどとは留保しておきます。

もうわかりました。

○加瀬完君 小笠原委員の質問で、問

題は尽きて、いるような形に見えます

が、しかし政府といたしましても、いろいろの仮説を立てたことはお答え

できませんけれども、一応予想される事態

といふものに對しては、相当の検討も

十分なされておらなければならぬ

と思います。そこで、確かにスムーズ

に国会が進むならば、官房長官のお

しゃつたようなどと問題が起らない

わけです。しかし、現在の国会の審議

の状態で、官房長官のお考見になつ

れば、われわれだって、法律上なり国会

法上の問題をたてては、とて委員会の運

営をやるだけです。われわれだけ個人

の、国会の審議権は絶対放棄しません。委員長が何を言おうが、政府がど

う要請しようが、十分国会の審議権は

発揮してやらなくちゃならない。今後

政府として、官房長官として、陰であ

れ公式であれ、当委員会の運営に制約

を加えるような各種の行動は慎んで

もらいたい。あなたは、あくまでも政

府の立場で、政府与党は与党で全然別

だ、政府とは関係ないんだ、何の因果

関係も持たんという答弁で事足りると

いうなら、われわれも本然の姿に立ち

返つて、そういう運営をしますから。

しかし、あなたは絶対、私たちにそ

ういう言明をした限り、直接といい間接

といい、この国会運営なり委員会運営

に対して制約し、あるいは影響を与える

ような言動は慎んでもらいたい。

もしもそういうことがどこかで起つて、私は、この問題はあなたにお尋ねしたいと、どうどとは留保しておきます。

よってただやつていきやいんだといふ意味合ひに聞きましたが、どうですか。

○政府委員(根本龍太郎君) 技術的な

問題であると同時に、法律事項でござ

ります。従いまして、政府は国会の審

議権あるいは国会運営の問題と、技術

的な、法律的な問題とを比較して、

どっちが上だとか何とかいうことは、

政府として言うべきことではないと考

えます。

○小笠原二三男君 あなたの答弁で

は、いろいろ私も参考になる点がありま

ました。そういう話をする段取りにな

れば、われわれだって、法律上なり国会

法上の問題をたてては、とて委員会の運

営をやるだけです。われわれだけ個人

の、国会の審議権は絶対放棄しませ

ん。委員長が何を言おうが、政府がど

う要請しようが、十分国会の審議権は

発揮してやらなくちゃならない。今後

政府として、官房長官として、陰であ

れ公式であれ、当委員会の運営に制約

を加えるような各種の行動は慎んで

もらいたい。あなたは、あくまでも政

府の立場で、政府与党は与党で全然別

だ、政府とは関係ないんだ、何の因果

関係も持たんという答弁で事足りると

いうなら、われわれも本然の姿に立ち

返つて、そういう運営をしますから。

しかし、あなたは絶対、私たちにそ

ういう言明をした限り、直接といい間接

といい、この国会運営なり委員会運営

に対して制約し、あるいは影響を与える

ような言動は慎んでもらいたい。

もしもそういうことがどこかで起つて、私は、この問題はあなたにお尋ねしたいと、どうどとは留保しておきます。

よってただやつていきやいんだといふ意味合ひに聞きましたが、どうですか。

○政府委員(根本龍太郎君) 技術的な

問題であると同時に、法律事項でござ

ります。従いまして、政府は国会の審

議権あるいは国会運営の問題と、技術

的な、法律的な問題とを比較して、

どっちが上だとか何とかいうことは、

政府として言うべきことではないと考

えます。

○小笠原二三男君 あなたの答弁で

は、いろいろ私も参考になる点がありま

ました。そういう話をする段取りにな

れば、われわれだって、法律上なり国会

法上の問題をたてては、とて委員会の運

営をやるだけです。われわれだけ個人

の、国会の審議権は絶対放棄しませ

ん。委員長が何を言おうが、政府がど

う要請しようが、十分国会の審議権は

発揮してやらなくちゃならない。今後

政府として、官房長官として、陰であ

れ公式であれ、当委員会の運営に制約

を加えるような各種の行動は慎んで

もらいたい。あなたは、あくまでも政

府の立場で、政府与党は与党で全然別

だ、政府とは関係ないんだ、何の因果

関係も持たんという答弁で事足りると

いうなら、われわれも本然の姿に立ち

返つて、そういう運営をしますから。

しかし、あなたは絶対、私たちにそ

ういう言明をした限り、直接といい間接

といい、この国会運営なり委員会運営

に対して制約し、あるいは影響を与える

ような言動は慎んでもらいたい。

もしもそういうことがどこかで起つて、私は、この問題はあなたにお尋ねしたいと、どうどとは留保しておきます。

よってただやつていきやいんだといふ意味合ひに聞きましたが、どうですか。

○政府委員(根本龍太郎君) 技術的な

問題であると同時に、法律事項でござ

ります。従いまして、政府は国会の審

議権あるいは国会運営の問題と、技術

的な、法律的な問題とを比較して、

どっちが上だとか何とかいうことは、

政府として言うべきことではないと考

えます。

○加瀬完君 小笠原委員の質問で、問

題は尽きて、いるような形に見えます

が、しかし政府といたしましても、い

るいろいろの仮説を立てたことはお答え

できず、こう御答弁なさるかもしれない

かもしれませんけれども、一応予想される事態

といふものに對しては、相當の検討も

十分なされておらなければならぬ

と思います。そこで、確かにスムース

に国会が進むならば、官房長官のお

しゃつたようなどと問題が起らない

わけですが、確かにスムース

に国会が進むならば、官房長官のお

しゃ

て、こういう形になりましたことになります。はなはだ遺憾であります。それで各軽油自動車運営上、採算の面にそれだけの大きな影響を来たすことになりましたが、非常にこの点に対する対策に苦慮いたしておる状況であります。

○小林武治君 今の点で、お話をあります。ですが、これで、この課税の結果、ディーゼル車の有利性がなくなつた、あるいはまだ多少残つてゐる、との点はいかがですか。

○政府委員(伊能繁次郎君) 一般的な議論はなかなかむずかしいわけであります。私がどもとしては、ディーゼル車の有利性といふものは著しく減殺された、かように考えております。

○小笠原二三男君 関連して、日本乗合自動車協会から、この税の反対陳情の第一理由といたしまして、ディーゼル、ガソリン両自動車の担税能力は限度に達しておるというところから、反対であるとする向きがあるのです。その担税能力が限度にきておるという点をカバーして、なお六千円を納めようという場合に、今言った四分の一五%の運賃そのものに影響が起つてくるということになると、思うのです。その際には運輸当局としては運賃値上げ等の問題を許可しなければならぬという事態になるかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(伊能繁次郎君) 御指摘の点については、すでに衆議院等においていろいろと御論議をいたしましたわけであります。が、乗合自動車、路線トラック、一般トラック、タクシー、ハイヤー等は別でございますが、他の自動車交通事業については、昭和二十六

年七月以来約四年半にわたって運賃値上げをいたしておりません。その間に日本国有鉄道においては、二回にわたりて運賃値上げをいたしておりますのでありまするが、バス事業、トラック事業、路線トラック事業等について、あらゆる観点から経営の合理化その他指導的な行政措置をとつて参りまして、かろうじて値上げをせずに参ったんでありまするが、昨年以来、さいせん御指摘がございましたが、自動車税あるいは道路に関する受益者負担金、また道路協力費あるいはガソリン税、また今回軽油税ということで、この数年間に特に自動車に対する課税負担が重加されたようだ私ども存じておりまます。これらの問題については、政府部内としては課税負担の公平ということをわれわれは協力主張して参つたのでありまするが、いろんな事情からそういうことに相なりましたので、今日の状態におきましては單に自動車交通事業だけではなく、他の民間の地方鉄道その他の事業におきましても、すでに昨年来個々の業体につきましては運賃値上げを認めております。現に本年に至りましても、東京都電、地下鉄あるいは名古屋市電、大阪市電等につきまして、三割なりもしくはそれに近い運賃値上げもいたしておりますので、今回この目的税による軽油税の課税といふようなことが決定いたしました場合においては、個々の会社の経営状況等にもなり合せて、やむを得ざるものについては運賃値上げの措置も譲ざざるを得まし、かように私は考えております。

認めたんじゃないかといふうなことが今まで考えられるのであります。たとえば運輸大臣はもう鉄道運賃を値上げしたいと始終新聞に言つております。私ども聞くところによれば、今度の鉄道のいわゆる納付金の負担をしなけりゃならぬ、これに対する反対も鉄道当局は一番厳密であった。どうしたことまで聞いておるのであります。が、運賃を値上げする突破口としてかようなことを応じたのじゃないかといふうな邪推をしておる人もありますが、どうですか、運輸大臣。

○國務大臣(吉野信次君) それはまったく邪推でござります。

○小林武治君 私は七十何億も一体簡単に負担するということかどうかと思つてゐるんですが、また今回のこれでも、まあ年間の場合によれば四十億も自動車業者が負担する、こういうもののを黙つて、黙つていたわけじゃありませんが、これを大したことなしにやむを得ないというようなことで認められておる。道路がよくなればけつとうだけれども、道路はこんなものをやらなくてもよくなります。これはあなたが目的税で払つても従来とつておった一般税が全部抜けてしまつ。これはただ一般財源の肩がわりをするだけに過ぎないのじゃないか。これがプラスになら自動車業者のために非常に有利になる。従つてこれを承諾されてもいいが、との前の地方道路税を見ても、やはり一般財源が抜けている、こういうふうな事態になると運輸省はお人てしまだと言わざるを得ないのであります。あなたはこの財源が従来の道路財

源にプラスして使用されると、どういうふうにお考えになつておりますか。
○國務大臣(吉野信次君) 私はそう希望しておりますわけです。
○小林武治君 希望ではだめでありますから、お確かめになつて。これは道路税といわゆる目的税の意味をなさない。一般財源が抜けてしまつてそれに肩がわりするということになれば、どれは単に地方財源を補てんしてやるということに過ぎないとと思うのであります。が、これでは要するに弱い者あるいは税の取りやすい所から取つて、そうして地方財源などをすり抜けてやるとなつてしまふ。むしろ自動車業者の犠牲じゃないかというふうに思ひます。が、その点について、あるいは財政当局に対してこれがプラスになるようい要求されておりますか。

一億といふものは道路以外に絶対使えない保証された財源になるわけであり、したために、府県の道路に使う費用が少々ほかに転用されていたというようだ。事態が、今後これによつて起り得ない事態はかに持つていつてしまつたといふことについて、自治庁は何も手を加えることはできないと思いますが、どううに考えておるわけあります。

○小林武治君 そういう保証を自治庁はどうしてされますか。地方団体は、たとえこれが目的税であつてもこの財源は使つた、そうして從来の財源は全くないといふことはあり得ないわけあります。御質問の趣旨は、從来の借財によってまかなかれで、それを追加費といつもののが、一部これによつて肩がわりされるのじゃないか、どういう御心配でござりますが、これは私はあり得ると思います。そういうことを、從来の一般財源をそのまま残しておけといふ保証はむろん、しかし地方財政が赤字になつておりますから、道筋をたどるといふことは、もう火を見るよりも明らかであります。そういう意味におきまして、どのたび運輸当局の御了解によつてどの税ができると有益な税だと、やはり地方の道路修築上

するならとにかく、私はこれが自動車の経営といふものに相当大きな影響を与えて、また運賃のはね返りが三%、二%、一%、こうしたことあります。先ほど小笠原君がお尋ねになりましたが、もうすでに運賃の値上げということは、もう少しはある程度というう税の加重がなくても限界にきてるところあるなどを承ねておりますが、これが実施されれば運賃の値上げを阻止するという理由がなくなる。そういうふうに思いますが、これは大臣はどうですか。大臣は運賃を上げたい方もかもしれませんが、運賃を上げるということは政府の政策でもいずれかと申せば避けたい、どういうことを言つておるのであります。これは出でたらもう止むを得ない、どういふうにお考えになります。

○國務大臣(吉野信次君) まあ数学的に三%、四%上つたから必ずそれだけ運賃にはね返るものとはいはずには言えないと思います。やはり事業の経営といふものはもう少し、申すまでもないでござりますけれども彈力性がある程度合意化しておるが、これは出でたらもう少し、申すまでもないでござりますが、これは出でたらもう止むを得ない、どういふうにお考えになります。

○國務大臣(吉野信次君) それはお話を通り、決してなまやさしい課税だとは思つておりません。

○小林武治君 鉄道関係では、これは鉄道や軌道用の軽油については免稅に運賃をつけておる、そちらの油がこっちに流れれる、こういうことについて何かこれを防止する方法はありますか。

○政府委員(黒野誠亮君) 鉄軌道用の軽油につましては、御承知のように免稅をしようとしておるわけでありますが、年間においてどれくらい消費するものであるかといふことは比較的し今政務次官も申した通り、何せ二十六年以来上げておりませんのですから、所によつてはだいぶ苦しい経営の所もあります。しかしまだ大都市周辺には相まだ現在でも利益を上げておる所もございますから、これはやはり一つの何と申しますか、ケース・バイ・ケースでやはり判断をいたしまして、そうして必要やむを得ないものは、やむを得ない限度において運賃を上げることもやむを得ないのだと、かように考えております。

○小林武治君 自治庁は非常に人がいること、いろいろうかこうしようと考えております。

するならどういふことを言っておりますが、わざか一万一千円のものが六千円とくものであります。これは大臣も運賃の値上げといふことは、もう少しはある程度というう税の加重がなくても限界にきてるところあるなどを承ねておりますが、これが実施されれば運賃を上げたい方もかもしれませんが、運賃を上げるということは政府の政策でもいずれかと申せば避けたい、どういふうに思つておるのであります。これは出でたらもう止むを得ない、どういふうにお考えになります。

○國務大臣(吉野信次君) それはお話を通り、決してなまやさしい課税だとは思つておりません。

○國務大臣(吉野信次君) それはお話を通り、決してなまやさしい課税だとは思つておりません。

○小林武治君 鉄道関係では、これは鉄道や軌道用の軽油については免稅に運賃をつけておる、そちらの油がこっちに流れれる、こういうことについて何かこれを防止する方法はありますか。

○政府委員(黒野誠亮君) 鉄軌道用の軽油につましては、御承知のように免稅をしようとしておるわけでありますが、年間においてどれくらい消費するものであるかといふことは比較的し今政務次官も申した通り、何せ二十六年以来上げておりませんのですから、所によつてはだいぶ苦しい経営の所もあります。しかしまだ大都市周辺には相まだ現在でも利益を上げておる所もございますから、これはやはり一つの何と申しますか、ケース・バイ・

ケースでやはり判断をいたしまして、そうして必要やむを得ないものは、やむを得ない限度において運賃を上げることもやむを得ないのだと、かように考えております。

○政府委員(早川崇君) お説のようないかでござります。しかしながら先ほど御承知のように、まあ自動車と鉄道は大体兼営になつておる。ところが私鉄の外殻標準の課税についても、鉄道の方面では大騒ぎしております。全額を所得課税に直してもせいぜい四億か五億であります。ところがこの軽油の問題は、課税の増を来たすのであります。私はいかにも大きいといふうに思つておますが、運賃を上げたい方がもしれません。運輸当局は少し過大になりませんか。運輸当局は少し過大にきなものであります。それでございまして、それについても私は、価格に比べて税が高い、どういふことを言わざるを得ないのであります。それで運輸当局に対しても大体その程度のことにしておきますが、今度の軽油引取りが一番問題になるのは何かといふと、要するに目的税にしたために免稅の油が相当多くなる、このことが一番大きな私は障害と申しますが欠点だと思います。このために全国の軽油取扱い業者が猛烈な反対をしておるのは御承知の通りであります。この結果、税法上取締りが非常にきつくなつた、それからまた脱税その他が非常に起るのではないかといふ御質問に對しましては、税務部長からお答えいたしたいと思ひます。

○政府委員(黒野誠亮君) お説のようないかでござります。しかしながら先ほど御承知のように、まあ自動車と鉄道は大体兼営になつておる。ところが私鉄の外殻標準の課税についても、鉄道の方面では大騒ぎしております。全額を所得課税に直してもせいぜい四億か五億であります。ところがこの軽油の問題は、課税の増を来たすのであります。私はいかにも大きいといふうに思つておますが、運賃を上げたい方がもしれません。運輸当局は少し過大にきなものであります。それでございまして、それについても私は、価格に比べて税が高い、どういふことを言わざるを得ないのであります。それで運輸当局に対しても大体その程度のことにしておきますが、今度の軽油引取りが一番問題になるのは何かといふと、要するに目的税にしたために免稅の油が相当多くなる、このことが一番大きな私は障害と申しますが欠点だと思います。このために全国の軽油取扱い業者が猛烈な反対をしておるのは御承知の通りであります。この結果、税法上取締りが非常にきつくなつた、それからまた脱税その他が非常に起るのではないかといふ御質問に對しましては、税務部長からお答えいたしたいと思ひます。

○政府委員(早川崇君) お説のようないかでござります。しかしながら先ほど御承知のように、まあ自動車と鉄道は大体兼営になつておる。ところが私鉄の外殻標準の課税についても、鉄道の方面では大騒ぎしております。全額を所得課税に直してもせいぜい四億か五億であります。ところがこの軽油の問題は、課税の増を来たすのであります。私はいかにも大きいといふうに思つておますが、運賃を上げたい方がもしれません。運輸当局は少し過大にきなものであります。それでございまして、それについても私は、価格に比べて税が高い、どういふことを言わざるを得ないのであります。それで運輸当局に対しても大体その程度のことにしておきますが、今度の軽油引取りが一番問題になるのは何かといふと、要するに目的税にしたために免稅の油が相当多くなる、このことが一番大きな私は障害と申しますが欠点だと思います。このために全国の軽油取扱い業者が猛烈な反対をしておるのは御承知の通りであります。この結果、税法上取締りが非常にきつくなつた、それからまた脱税その他が非常に起るのではないかといふ御質問に對しましては、税務部長からお答えいたしたいと思ひます。

○政府委員(黒野誠亮君) お説のようないかでござります。しかしながら先ほど御承知のように、まあ自動車と鉄道は大体兼営になつておる。ところが私鉄の外殻標準の課税についても、鉄道の方面では大騒ぎしております。全額を所得課税に直してもせいぜい四億か五億であります。ところがこの軽油の問題は、課税の増を来たすのであります。私はいかにも大きいといふうに思つておますが、運賃を上げたい方がもしれません。運輸当局は少し過大にきなものであります。それでございまして、それについても私は、価格に比べて税が高い、どういふことを言わざるを得ないのであります。それで運輸当局に対しても大体その程度のことにしておきますが、今度の軽油引取りが一番問題になるのは何かといふと、要するに目的税にしたために免稅の油が相当多くなる、このことが一番大きな私は障害と申しますが欠点だと思います。このために全国の軽油取扱い業者が猛烈な反対をしておるのは御承知の通りであります。この結果、税法上取締りが非常にきつくなつた、それからまた脱税その他が非常に起るのではないかといふ御質問に對しましては、税務部長からお答えいたしたいと思ひます。

○政府委員(早川崇君) お説のようないかでござります。しかしながら先ほど御承知のように、まあ自動車と鉄道は大体兼営になつておる。ところが私鉄の外殻標準の課税についても、鉄道の方面では大騒ぎしております。全額を所得課税に直してもせいぜい四億か五億であります。ところがこの軽油の問題は、課税の増を来たすのであります。私はいかにも大きいといふうに思つておますが、運賃を上げたい方がもしれません。運輸当局は少し過大にきなものであります。それでございまして、それについても私は、価格に比べて税が高い、どういふことを言わざるを得ないのであります。それで運輸当局に対しても大体その程度のことにしておきますが、今度の軽油引取りが一番問題になるのは何かといふと、要するに目的税にしたために免稅の油が相当多くなる、このことが一番大きな私は障害と申しますが欠点だと思います。このために全国の軽油取扱い業者が猛烈な反対をしておるのは御承知の通りであります。この結果、税法上取締りが非常にきつくなつた、それからまた脱税その他が非常に起るのではないかといふ御質問に對しましては、税務部長からお答えいたしたいと思ひます。

○政府委員(早川崇君) お説のようないかでござります。しかしながら先ほど御承知のように、まあ自動車と鉄道は大体兼営になつておる。ところが私鉄の外殻標準の課税についても、鉄道の方面では大騒ぎしております。全額を所得課税に直してもせいぜい四億か五億であります。ところがこの軽油の問題は、課税の増を来たすのであります。私はいかにも大きいといふうに思つておますが、運賃を上げたい方がもしれません。運輸当局は少し過大にきなものであります。それでございまして、それについても私は、価格に比べて税が高い、どういふことを言わざるを得ないのであります。それで運輸当局に対しても大体その程度のことにしておきますが、今度の軽油引取りが一番問題になるのは何かといふと、要するに目的税にしたために免稅の油が相当多くなる、このことが一番大きな私は障害と申しますが欠点だと思います。このために全国の軽油取扱い業者が猛烈な反対をしておるのは御承知の通りであります。この結果、税法上取締りが非常にきつくなつた、それからまた脱税その他が非常に起るのではないかといふ御質問に對しましては、税務部長からお答えいたしたいと思ひます。

いということがなくとも、こういう面で一そり見苦しくなってくるということとは言えると思うのであります。
○森下政一君 もう一点だけ。衆議院の地方行政委員会で、大阪府の播磨税務部長ですか公述しておるところによると、府県当局としても、免稅の証明の發行申請があった場合に、これは果して免稅していいものかどうかというとの判断はかなりむずかしいといふことを、取扱い上困るということを言つておるのであるが、私實際その衝に当る者としてはそうであろうと思うのです。それでいろいろ税法であなたは見苦しいという言葉を使われたが、罰則規定とか何とか作つておつても、必ず横流しという現象が起つてくる。あるいはいろいろな疑獄めいたようなことが起つてきはせぬかと、そういう憂いがあるのじゃないか。そういうふうに多分に憂いのあることが初めから予想されるようなものはやめた方がいいのじゃないか。そういう憂いがない、また不必要な罰則なんらを規定しなくても済むというふうな、すつきりした形にすることの方がはるかにいいのなぜ、どんな目的税にしたばっかりに、そして一部に免稅のものがあるといふことのために、いろんな場合を予想した税法を作らなければならぬといふ道を選ぶかということですね。これはその必要はないのじゃないか。どんな道を選ばなくとも目的を達するとはできるのじゃないか、どういうふうに思えるのです。この点いかがでしよう。

用分量は揮発油の消費分量によって表現されなくていいのではないか。従つて揮発油に課税していくこと、あるいは軽油に課税していくことが道路の損傷負担合、あるいは将来の利益工合とどういふうに思つてあります。非課税の範囲を設けることは非常に複雑でござります。複雑でござりますけれども、反面また全面課税といたることについても意義が見出しがたないのじゃないか。まだ揮発油との間に課税上の均衡問題があるのにじゃないか。また日本の道路が非常に悪いのじゃないか。いろいろ考えて参りますと、やはり現在政府案として考えておりませんような格好に迷つつかざるを得ないのじゃないか。もちろんそういうことでの案を決定いたしたわけでござります。

ばいけないという感じになつておる。それからもう一つは最近バス事業な
かで普通の車のバスならばどのトン
ルは通れる。しかしそれを国鉄バス
なんかもあるのですけれども、非常
経営の合理化ということをやつて、一
して小さな自動車を二度走らせるよ
は、むしろ大きなバスを一度でやつ
方が経営上、得だということをやつ
いることだらうと思うのです。そうち
ると結局そういう大きなバスを作る
いうことになるとそのトンネルをくぐ
れないということです、それをやるた
にトンネルを今度は広くしていかな
ればならない。そうするとほんとう
バ�といふものの大きさが、どんど
大きくなるということだけのために、
トンネルといふものを大きくしなけ
ばならない。そういう場合に、それ
は国鉄バスでどれだけそれを負担し
くれるか、どうと、さっぱり負担し
くれない。そうすると今度はおれのま
はバスの大きさを大きくしたのだ。
そつちの村に行くのにこのトンネルが
通れなくなつたから今度はそつちのま
には行けなくなつたということを言
れれば、どうしても地方府としては相
当な金をかけてこれをやらなければ
らぬ。そうすれば直ちに、バスが大き
くなつたということのために、そうち
う意味において今道路の整備状況と
いうものと、それからバス、トラック
がどんどん大型になつていくといふこと
との歩調が合わないのじゃないかと
いう気がしておる。われわれは、も
少し道路といふものが全面的に整備
されるまでは、自動車業の方があまり
とつびに大きく改善されることは、な
る程度制限しなければいけないのでじ

八

かの所は、国鉄バスにしろ何にしろ大きさをあまり無制限にするということを制限してもらいたいということが、一体できないものかどうか、との二点

○国務大臣(吉野信次君) 第一の点、
先ほども申しました通りこれだけの税
が高くなつたからといって数学的にす
ぐそれがはかられるものじゃない、今
申しましたように十分考慮しなければ
ならぬと考えております。

上の進歩によって大型になるといふことを、これを放任していいかどうかといふこと。これは放任していくとも言えないと、さればといってこれを規制するのだと、いつでもなかなかむづかしい問題である。実はこの問題についてお話を出ましたから簡単に申し上げます。が、それ以外にも車体が大型化したという意味だけではなくて、やはり道路運送というものの国鉄に対する競争の關係といふものが、全国的に今や顕著になつて参りました。そこで一体運輸省として交通行政を担当する場合に、この國鉄といふものと道路運送といふものをばらばらにしちゃいけないわけです。しかしそれを二つは持つておりますけれども、ただ持つておるのは、両方の手に別なものを持つておるというのが現状なんあります。その二つの行政を有機的にどうするか、つまり統一的な行政の網をかぶせないと僕はいけないものじゃないかと実は考えな

業の数も多いのですから、今の現状でさればと、いつどこからどう手を付けるかということがなかなかできかねるのでございまして、私のたゞなんやうした考え方では、取りあえずやうにいろいろものは全国幾つかの区に統合しまして、一つのまず前提として、民営業といふものの合併といいますか、統合といいますか、大規模の企業体といふものがまずもつてできなければいけないものだ。その上に立って國が今度は今言つたような全体のことと統一的に考える。その場合に車体をどの程度にするか、今のお話のありました通り、もし車体が大きいために、たとえば国道なら問題ないしょうけれども、県道なんかについてそういう問題ができるたら、その負担をどうするかというようなどともどもこれはきめなければいかぬ問題だ。こう考えておりまでも、しかしそんなそれは重要な問題であつて、しかも緊切な問題であるといふことは私も気が付きました。しかし何とも手がつきにくくものですから考えておる、どういう現状でござります。

○小幡治和君 今の鉄道との問題ですが、今のバスの問題じゃなくて、長距離トラックというやつが今非常に発達してきてる。それでこれを無制限にやっておれば、だんだんどのトラックとうに地方の道路の性質に合致しないと私は思う。そういうやうなものでは、国家的に長距離のものは鉄道でやらせて、そして短距離のものだけトランクでやらせるというが、そういう規制というものを見つけていたただか

道と競争してトラックがどんどん長距離輸送で大きな規模でやられたら、今の道路といふものは全面的に金かけて直さなければならんものが大へんなものだと思う。その問題を一つお考へいただきたいのと、もう一つ大きな問題じゃなくて地方の小さい問題ですが、先ほど申しましたように、村へ入るというときに何もそんな所を大きくしなくていいのです。まああれは民間バスは別ですけれども、国営バスなんか大きくしなくていい。それを大きくしてそしてそのトンネルに入れねがらそいつを直せ、また直せなければそこへ行かないというような難題を申し込まれることは困る。その地方民としてはどうしても来てもらわなければいけぬかぬというから広くする、そのときに国鉄当局としてどれだけ負担するかというとほんと負担しない、実際に横暴をやまる。そういう意味における負担というものを一つ考えていただきたいと思うのですが、それは大臣として規律できませんですか。

○国務大臣(吉野信次君) よく一つ者をえまして、くわしいことは政務次官の方があくわしいと思ひますから。

○政府委員(伊能繁次郎君) さいぜんは、政府部内におきまして、建設省当局と運輸省で數次にわたつて協議中でございまして、ただ、バス並びにトランクにつきましては、単に国際的な問題だけではございませんで、国際的な輸出規格もございまして、東南ア等におきましては、アメリカもしくはヨーロッパの自動車と販売競争も相当

やっておりますようなら関係上、どちらし
ても大きくなりがちでございます。ま
あ特殊な、今御指摘になりました国鉄
バスがとてもない大きいなどとい
うのは、おそらくトレーラー・バスなん
かは、東京都内を走つております、中央
線、杉並地区から東京駅まで参ります
トレーラー・バスなんか最も大きなも
のであります、その他は大体六十人
乗りというものを限度に考えておりま
すので、ああいうトレーラー・バス以
外については特に今後大きくなるとも
私ども考えておりませんが、一般的傾
向としては御指摘のように大きくなつ
ている。そこで道路の規格と車の大きさ
という問題につきましては、御承知の
ように路線バス、路線トラックについ
ては、これは明確な規制ができると思
うのであります、一般トラック並び
に観光バスあるいはその他の自動車等
については、発地から着地が定路線に
なりませんために、どこへ注文に応じ
て行くかわからん。そういうものにつ
いては、現状においてただちに道路と
車両の関係をいきなり規制するという
ことは非常に困難である。従つて一応
現状を基準として今後逐次道路上の車
両通行の制限をして行こうじゃないか
ということで、私ども建設省とは話し
合つてるのであります、との点は
非常にむずかしい問題であります。

このことのせいか道路は、自動車を通したいという國鉄の希望、並びに一般の地方民の希望がありましたが實際には、相當額の道路整備協力費というものを國鉄だけは出しております。これは毎年予算に相当額上せられておりますので、國鉄については逆に一般の府県からは喜ばれており、地方の民間バスは道路負担金と協力費という面で税金以外にいろいろな負担はいたしておりますが、その面の調整は、どういう具具体的な事例がございましたか、私御指摘いただけば調べても差しつかえないと思いますが、どちらかといえば、國鉄の方が道路の直接の共同負担の面においては多いわけですが、そんな寒村の地方へ大きなバスを通すといふのは、観光バスもしくは特殊なトラック以外にはあまり例がないと思うのですが、具体的な事例によつて調査をいたしてみたいと存じます。

それからもう一つ、自動車の道路損傷の面では、これは數はたいしたことはありませんが、この頃は自衛隊等の特殊トラックが、キャタピラのついたものや三十トン、四十トンの米軍並びに自衛隊のあいいう大きなものが通るということが非常に大きな影響がありますので、これらについては建設当局その他でも非常に苦慮している。その影響をそれじゃ自動車業者だけがこうむるという点でありまして、これは結果的に申せば、政府がまたわざわざ統制みたいなことをして、そうしてそのいろいろの財源をつくる、どういう結果に

なるのであります。私はある程度それを譲りすれば一番めんどうがない。われわれに対する陳情もほとんど免稅りませんが、となるならむしろ庫出税のよう。國稅としてとつて、そうしてこれを譲りすれば一番めんどうがない。われわれに対する陳情もほとんど免稅が問題になつてきているのであります。なぜこういうめんどうなことをして、なにかういうめんどうなことをまでして、そうして地方に財源を与える。これは自主的なやうなものであつて、しかしそのため世間にも非常に大きな迷惑を及ぼす。それで県庁の役人も免稅の申請があれば、これをほとんど書面審査で認めなければならんといふうるう格好になつておつて、私はまた先ほどお話があつたように、こんなこととのために汚職とか疑惑という問題が起きてくると思うのでありますし、また軽油の取扱い業者も非常に迷惑する。ガソリン税に現に例があるのだから、今のような車出税でもつておやりになつたらよかつたのじゃないか。こういうふうに思うのであります。が、私は、目的税にしてしかも今までうな地方税にしたということが、非常に誤まりだということを重ねて申したいのであります。が、今の地方の県当局等が適当に免稅切符を出せる。どういふうに甘く自治局当局は考えておられるわけでありますか。

ありますならば、実際の消費に応じなければなりません。追加交付をしていくわけではありません。そういたしますと、自然これらは免稅証自体が横流しになりやしないだろうかという心配を持たれますが、先ほど申しましたように、販売店と消費者との間にルートをつけていくことによって、免稅証を書き集めてみても、その購入先がそれぞれ食い違つておるのでありますから、あまり店と消費者との間にルートをつけていないようのような違反行為もやれないのではないかというふうに考えておるわけであります。そういうような仕組みを講ずることによって円滑に運営する努力をしていきたい、大体今考えておりますような構想によつて、混乱といふようなことを予想しないでやれるのじゃないかと、いろいろ思つてゐるわけであります。

あるうと思ひますが、私はこの税をきわめて不適當である、また初めての税とてはきわめて過大である、そしてこれは一般課税にすれば、われわれ閑業者だけが過大な負担をする、といふやうな結果になつた、われわれ閑業者は、この税を希望するところは一つ國税に直したらいいじゃないか、どういうふうなことを考えておりますが、いかがお考へりますが、ですか。

分は十分だということではなくて、それを負担する分が妥当である。運送業者としてそれがだけのものを出すことはもう妥当である。まだまだ道路の整備その他に業者から出してもらわなければならぬ。このなんだけれども、これくらいのは業者から出してもらって、運送業者にも影響もないし、営業上も影響がないし、まあ仕方ないとこなんだと、こういう考え方なんですか。率直に尋ねます。

○國務大臣(吉野信次君) 今まで取ってるので足りなくてと、うほどことは実は考えておりません。ただ運輸大臣ではありますけれども、一つの臣務大臣として、地方財政というもののどこでどういうふうに調節するかということもございましたので、たゞ運輸行政一点張りにこの問題をきめるとうわけにもいかないし、それからまた将来の問題として、とにかく目的税ですから、従来目的税が適当にその目的に使えることあるかないかがあることは、私も承知しておりますから、今度はそういうことかないように、せつなく相当多額の税を取るのですから、着路の方に向けてもらう。そのことがかなわちバスその他の道路運送といふものに対して、究極するところの利益にならう。どういふ見地でどこに提出した。こういうべきであります。

○小笠原二三男君 國務大臣として開議に列席して、地方財政一般について、行政長官としての職責をもつて、お考えになられる点はわかります。一なおまたよろしいとしている、それで所管上のことにどの問題が振りかえっ

ましくない、そういうふうとなんですか。それですから先ほど申し上げました通り、もっぱら運輸行政からいえ、税は安いほどいいし、ない方がよろしい。しかしですね、しかし全体から見て、それは運輸省だけの考え方じゃございませんけれども、地方財政といふものを再建するために、全体から見てどの程度のものをやると、そのことが道路運送というもののために、結局が道路運送といふもののために、結局目的税ですから、その方にやってもらえば、結局はいわゆるバス業者その他の方が利するだろう、とういう見解でどの程度のものはやむを得ない、こう考えたのです。

自動車だけでなく國民のために必要であるとする一般財源の方が少くなつてくる。しかも傾向としてはどういふ目的税がガソリン税、軽油引取税二つとも出でくれば、この自然増収をもつてだけで道路費に充てるといふ傾向が将来には出てきて、目的税がちゃんとあるのだからその中で始末すればいいことで、一般財源まで投入する必要はないのだ。建前はそういうふうにいくのだとさうふうになつても、どこからも文句の言いようがないのです。逆に突き詰めて申し上げておくと、積極的に道路費といふものに一般財源を投入するほど地方もまた協力をしてもらえりされ、あるいはその道路財源としてはガソリン税並びに軽油引取税だけを代替体にしてやるのだとさうことに慣性でなつていくようになつたら、運輸大臣のおっしゃるようなことは水泡に帰する。傾向はそつなんですから。だから運輸大臣のお見通しといふものの、道路の改良、改修といふとのお見通しといふものは甘いと思われるを得ない。これについて、あなたはいやうでなくやられるのだとさうたところで、何ら保証がない、地方のやるごとですから。どうなさるつもりなんですね。

うじょうようには度々善処しようとしていたが、この税といふものについては、今までのところ、それが実際そ�であるかないか、意をしたということは、先ほど申し上げた通りでございまして、今お話をうながすに了解していないのですけれども、もし私の了解が非常に甘くて、いつも違っているのだということになると、これは一つ自治庁の方から、私はそれをどううに聞きました。自治庁の方からお聞き願います。

○小笠原三三男君 それでは最後につだけ伺ひます。

そうしますと自治庁長官との了りは、今的一般道路費にプラスされると、かといふとまでは、私は話していません。ただ今度の目的税といふものは、どうしても今まででは目的税と言つてもそれに使われないいうみがたくさんあったといふことを聞いておるのですが、から、そういうことがあつちやる。今度のやつは現実にことごとく道路の方に向いていかなければならぬだ、そういうふうに特別に考慮を払う、こういう話し合ひをしたわけになります。

○小笠原三三男君 貨幣にはしるつてござんから、たとえば三億から三億軽油取税で取つた、収入があった。しかし道路費は十億かかる。そういう場合には、形式上そは流用しないで使つたのだ、道路費に入つてあると言わればそれまでのとです。ところが従来はそういうも

よとより上向れり。されど、金が総体として、は入つてきただといふ計算になつて、一般財源がそれだけ他に引き上げられて使われるのです。だからこれは道路財源だとは言つても、そうちではなくて、今的地方財政の赤字補てんであります。窮屈のためにプラスする財源だと、いう方が正しいのです。あつたつてなつたつて、道路費は設定しなくちやならぬのですよ。程度の差はあつたつて、地方の満足するだけの最低の保障はしなくて、ちゃんとらぬのですから、どうう經濟的引取税があつてもなくとも、だからこそ、の輕油引取税そのものは目的税だ目的税だといふけれども、大きな立場で言えば、地方の赤字補てんのための財源だから、と思うのです。そういうことだけにになると、運輸当局は御了承になつてござるのですが、私はそういう意味からラス・アルフナーとしてどの金が道路費として使われるといふことなら、はつかり目的税とも言い得るだろうけれども、そうでない使い方ならば、運輸当局が期待しているようなものではないのだといふことをあなたに申し上げる。

もののために使うのですから、この金は。それだからそういう了解ですかね。私は自治庁の方としては何らかの措置によつてこれが有効に道路の改善のために使われるものだということを固くいまだに信じておるわけあります。

○小笠原二三男君 非常にくどいのですが、それけれども、ここは将来の運用上重本なると從来は道路費にさまざま国から補助なりその他の形式で行く金もありますが、そうすると従来は道路費にしてかりに百億なら百億予算面に出ておるというものが、このガソリン軽油引取税が出来て、それの全額でなくとも、百億前年年度であつたならば、今回は税が二十四億なら百二十四億をやつしてもらいたいが、しかし百十億でもよろしく、百十五億でもよろしい、この税が設定されたに伴う道路費の増という形で出るべきものだというお考えだけは、運輸大臣は堅持しておられますか。

○國務大臣(吉野信次君) 私はそう考えておつたのです。ただ、今のお話の、それはまあ言ふ必要もないのですけれども、百億なら百億は、必ずその肩がわりするということもあり得るでしょ。しかしながらともかくこれまで使つたのはどういうものが出来れば若干のことは道路といふものの改善のために使われるものだ、どういう了解です。そういうことをまたお願ひをして、これにまあ同意をした、こういうこと

○加瀬完君 大臣伺りますが、さつ
き小林委員の質問の中に、今問題になつ
ております軽油引取税あるいは固定
資産の納付金、こういうものの支出に
伴つて、運賃等上げが問題になつてく
るというような御説明があつたようによ
伺つたのであります。この点念を押
してもう一度伺いたいのであります
が、軽油引取税あるいは固定資産の納
付金の平年度の支出額はどのくらい
になりますか。そして、これの支出方
法は現在どのようにお考えになつてお
られますか。

○政府委員(伊能繁次郎君) お答えい
たしますが、今の問題は、国有鉄道と
民間の鉄道会社、あるいはバス会社を
分けて考えませんか……。

○加瀬完君 國鐵関係だけでけつこう
です。

○政府委員(伊能繁次郎君) 國鐵関係
だけでありますと、本年度は、御承知
のように、下半期予定徵稅額の二分の
一、三十六億ということに相なつてお
りまするし軽油の方は、現在三千三百両
ないし四百両國鐵がバスを持つてお
ります。ディーゼル動車その他は非
課稅対象でございませんから、これは稅
金はかかりませんが、バスの千三、四
百両のうち、約六割は國鐵においては
ディーゼル動車だと存じますので、こ
れは相当の私とまかいことはどこで記
憶しておりませんか——相當の課稅に
なると思います。二億と聞きました
が、かなりの多額に稅金を取られる
がような状況になつております。

○加瀬完君 それは平年度になります
ときらちあると思ひますが、それだ
けの支出を現在の経理の中ではなかつ
ていける額は一体どのくらいで、ある

いは運賃に転嫁しなければどうしても、あとの方の運賃にどうしても転嫁しないといふ理由、それについてもう少し御説明願いたいのです。

○委員長(松岡平市君) 加瀬君に申上げますが、大臣がなくともよくはないかと思いますが、いかがですか。

○政府委員(伊能繁次郎君) 大へんむずかしい御質問で、今頭の中ですぐお答えをするには資料がございませんが、御承知のように国鉄の予算の算定というものは、根本の問題として、今タコの足を食べているように、償却期限というものを、耐久年限を延長しておりますので、第二次再評価の観点から言えば、本年度においては大体ほんとうにやりたい仕事を工事費に計上するためには、千二百億もしくは最小限度千億ぐらいの金が必要である、かよううに考えておりましたが、本年度の予算では五百五十億程度しか予算上計上されません。従いまして、そういう問題について、国鉄の經理当局から、今のお尋ねの点については一度計算を明らかにして資料で御答弁した方がよかろうと存じますが……。さよう御了承いただきたいと思います。

○加瀬亮君 詳しい資料は、今伊能次官のおっしゃられたようにあとでお示しいただくとしまして、結局、今問題になつておりまする地方税関係の支出に伴つて、どうしても運賃を上げなければならぬ、あるいは上げるという前提で、軽油引取税あるいは納付金といったようなものを御承知になられたのか、この点をはつきりさせていただ

○國務大臣(吉野信次君) そうじゃります。きたい。
ざいません。先ほどもどなたか言いいました通り、国鉄の全体の予算の收支がから申しますと、年年度にいたしましても六、七十億だけの今の固定資産税を見合す納付金の関係でござりますから、それがの大世帯の上においてすぐには運賃にそれだけはね上がりがあるというほどまでには考えておりません。今いろいろ国鉄の経営といふものの合理化の面を考えております。ただ、鉄道運賃の値上げというお話を出しましたが、今の納付金の関係だけについては考えておりませんけれども、私は自分で申しては、国会でも機会あるごとに申し上げておりますけれども、やはり国鉄というものが、今の公社の形、自主経営の形をするものなら、どうもあの経営の現状から見れば、若干値を上げるのが当然だと私は思っております。ただ、鉄道の運賃の値上げといふものは、ほかにいろいろ関係がございまして、また世間には理屈のいかんにかかわらず値を上げちゃ困る、こういう論も相当強いのですから、それで、今度の内閣の予算案のときにおいてはそれを考えないのですけれども、しかし、いつのときにか、いかなる程度にか、いかなる方法においてか、やはり私はそういうものを考えませんといふと、国鉄の自主独立の経営というものは立っていかないと思う。端的に申せば、こういうことをして、運賃を値上げしないで、今日の現状のままなれば、これはインフレの要因となると思うのです。莫大な工事費を使うのですから、それを運賃といふ収入をもつて巻き上げないということになれば、それがすぐ

にインフレになるということは言いたくはないのですけれども、いろいろな原因でインフレといふものは参るものですから。インフレの要因になるということは、これは私は経済学の通論だらうと思う。ですから、私の信念として私は、若干上げる方が國鉄といふものの経営のためにはよろしいのだとうことは思っておりますけれども、ただ、今申しましたような状況で、非常に複雑でございまして、いろいろ心理的の問題もござりますから、私は今度の年度においてはそれは考慮しない、いうことを申し上げておきます。それですから、納付金のことにつきましても、それだけ納付金をやるから、すぐ運賃値上げするのだということには考えておりませんが、その程度のものは、私はできるなら経営の合理化というものによって、その程度だけの問題としたら生み出して、運賃の値上げまでは、その程度のものとしては持つていただきたいと考えております。

かつたのでございます。
○伊能芳雄君 その納付金というの実績でも、どのくらい出しておるのか、説明できませんか。
○政府委員(黒野誠亮君) 正確な数字は今覚えていないのですが、たしか数千万円程度のものだと思うのであります。都市に対してもポンプの購入費の補助として与えておったように承知しております。
○伊能芳雄君 それは国から出していい補助金をどういうふうな使い方をしておったのですか。
○政府委員(黒野誠亮君) 消防に出ております寄付金の配分に関するまことに委員会を設けておったと思いまが、そして国の補助金と必ずしも直接の関連はなかつたのじゃないかといふうにも思つてゐるわけであります。消防施設税を結局設けませんでしたのは、この間も大臣もお話しになりましたが、要するにそういう話は政府内部で結論を得る段階に至らなかつたということであります。
○伊能芳雄君 その関係、主税局長あるいはほかの大蔵省の政府委員あるいは説明員で、もととよくおわかりの方があつたら御説明願いたい。
○政府委員(渡邊喜久造君) 一つの御質問は消防会社がどれだけの金を拠出していたかという御質問ですが、これは大体三つに分けて一応金額が出ておりますが、一つは消防施設の寄付金、これは主としてポンプとかそういうものを買って寄付した、それから協力費、これは消防協会に対しても寄付した、そ

これは消防協会が消防関係のためにいろいろ事業をする、そのための寄付金、府県が消防のためにいろいろ消防講演とかその他の宣伝をするための金、との三つに分けて一応いろいろ寄付をしたのですが、その数字が一応わかつておるので申し上げます。横に申し上げた方がいいと思いますが、二十七年には消防施設のための寄付金が二百四十七万円、それから消防協会への寄付が千十六万円、それから予防宣伝のための府県に対する寄付が千百六十一万円、この合計が二千四百一十六万円、二十九八年は第一の項目が二千七百八万円、第二の項目が千百七十六万円、第三の項目が千七百五十五万円、合計五千六百三十六万円、二十九年度は第一の項目が五千二百四十八万円、第二の項目が九百四十五万円、第三の項目が千七百八十一万円、合計七千九百七十五万円、三十年度は第一の項目が三千八百五十二万円、第二の項目は二千五百四十七万円、第三の項目は千七百六十一万円、合計八千百六十万円、本年度につきましてはまだ具体的にはつきりしまっておりませんが、合計でいようと大体一億円くらいを予定しております。なおどのはが損害保険会社の協力いたしましたことは、消防費の名前によりまして二十九年度に消防の起債に応じた額が三十年度は一億三千万円、これは本年度は最終決定には至っておりませんが、約二億円を予定しておる、こういう数字でござります。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在におきまして今申しました程度のこととをやつておりますが、これで十分であるかどうかとそういう点につきましては、これはいろいろ議論があるろうと思っております。保険会社といだしまして、これは主として銀行局の所管であります。が、一応消防施設が改善されまして、それによりまして損害の率が減りますれば、結局保険会社としては非常に有利になるわけでござりますから、その意味におきまして、消防施設の改善につきましては、保険会社としては必ずいわば保険会社のためになることであり、われわれは積極的に考えるべきじゃないか。ただ消防施設税の問題につきましては、大蔵省としましては、実は反対の態度をとったのでござりますが、考え方の基礎といてしまふにしまして、どうこうことを実は考えてるわけでございます。現在の保険料率は、御承知のように過去の損害率を元に算定して、そりとして事業量を考え、同時に営業費を考えまして保険料率がきまっていく。しかし現在の保険料率が、何とどんと下がっていくべきじゃなかつたと申しても、私は銀

いか。これは大蔵省としまして二十九年十月、三十年四月、三十年十月、これはものによってやつた場合がありますが、非常に逐次、最近のデーターをずっとととりながら保険料率の引き下げをやってきております。それで将来も保険料率のさらに相当引き下げに大いに努力すべきであり、やっていくべきじゃないか。従いましてそういうふうに最近の損害の率をやはり考慮に入れながら保険料率をどんどん引き下げていくという努力をしますべきじゃないか。そういう場合におきますと、年度最近の損害の率ということになりますれば、結局消防施設の充実といふのと結びつけながら、そのらはらとしてこういうものが出てくるわけだと思います。これが保険料率がある程度固定した姿になる時期でありますれば、消防施設を改善しただけ保険会社自身がそれだけ有利な立場に立つわけで、当然そこに施設の改善に対しての利益が保険会社に出るわけでございますから、従つてそれに対してどうかといった問題があるわけでござります。しかし最近のように保険料率を下げたい、最近の実績においてどんどん下げていきたい、こういうことに考えておられます場合におきましては、もし保険税のような格好のものが入りますれば、やはりこれを保険料率の計算の基礎にどうしても入れなければならぬ、いへじういふことになるようになります。そういうことになりましてどうも保険料の引き下げが保険税のためにある程度チェックされる。あるいは引き下げられるものが五の引き下げに終るということになりますれば、結局保険税というものが保険料を

○伊能芳雄君 本年はもっととその納付金を増加させるようなお考えはありますか。
答へます。消防施設の負担が大きくなるのではないか。消防施設のものを改善することは、これはやはり一般的に住民がその利益に沿するものである。保険料を支払う人だけが特別に大きな負担をするのでござりますから、あとからあととなりますが、どうことになるのはちょっとおかしいのではないか。まあそういった機会に保険税を取るようなことになりますれば、どうしても保険税の額だけは保険料率の引き下げの場合に考え方しき下げいただきたいという努力——そのければならない。そういうことになれば、いよいよ保険料を支払うものだけが特別に負担する、それはどうもおかしくないじやないか、そういうような意味におきまして、われわれは遺憾ながら保険税に賛成できないとの意思表示をいたしました。ただ、先ほど申しておりますように、消防施設が改善されることによりまして、起る損害の率が減れば、これは当然保険会社自身にそれだけ有利になるわけであります。保険会社といいたしまして、もう、そうした火災事故のできるだけ起きないようにあらゆる協力をするといふのは、これは当然のことであるとうふうに考えられます。その意味において、保険税といつたようなそれをもつて、消防の形において協力する、これは建設的に大蔵省としても考えたい、かと考へております。

○伊能芳雄君 料率を下げるに努力することはもちろんですが、今の火災保険会社の経営といふものは、まあ聞くところによると、かなり放漫な点もあるといふことをずいぶん聞くんです。そうしてしかも相当な利潤を上げて、配当も相当やっているという状態から見て、都市といはず、自治体の消防施設を強化すれば強化するほど、火災の損害は少くなるという事実は明らかなどとなんですから、料率を下げて一般の火災保険加入者にサービスすることはもちろんあるけれども、同時に消防施設というものに対して、循環して考えてやらなければならぬということを当然私は考ねなければならぬことであると思います。そこで消防施設整備が、私は直ちに今までどことは申しませんけれども、とにかく地方制度調査会もそういう答申を出しているほど客観的にも考えられている問題ですから、合理的な納付金を出すことに努力を願いたいとともに、この納付金が、こういふものはやはりいわゆる寄付金の一種ですから、ややもすれば不明朗な使い方をされることがある、この点は消防本部あるいは自治庁と御相談の上、もつと合理的な納付金の出し方、そして使い方を御研究願いたいと思うのです。国さえも今何億という施設の補助を出しておるのでですから、なるべく

施設の補助などに主として向けて、そろして明朗な合理的な利用の仕方を同時に考慮願いたい、こういうことを特に希望して私のこの問題に対する質問を終ります。

○政府委員(渡邊喜久造君) ちょっと

一言、保険会社の保険料率の関係が、まあもつと下げてもいいと思われる限

度まで下げ切らぬという点につきまし

ては、保険会社の内容が非常にいい会

社と、必ずしもそうでない会社とある

といったような事情も実はあるのじゃ

ないか、そういう意味からしまして、

保険行政そのものについて根本的にど

う考えるかといったような課題も一つ

あるようになります。それで、寄付金

とか消防債のような問題でございます

れば、結局内容のいい会社はそれだけ

力がありますから余分に負担すると

いったような便宜もあるわけであ

りまして、これが保険税といふことに

なりますすれば、これはどこの会社も一

律といったような点もありますので、

非常に窮屈な形になりますが、しかし

一面今お話をのようにその施設がよくな

り、火災事故の発生が減れば、当然保

険会社はそれで利益を受けるわけでござりますから、従って今後ともそういう方面に力を注ぐように、大蔵省とし

ても保険会社とよく話していきたい。

それから今のお話の寄付金とかあるいは消防債ということになりますと、税

と違いますので、とくに不明瞭なこと

になりはせぬかという御心配はごめつ

ともでございますが、現在におきましても消防庁の監督を顧問にいたしまして、規約を作りましたが、一応の委員会

人あるいは会社の人等一応関係者が集

まって、その醸出した額について、それをどういうふうに配分をしていくかという点については、相当大きな場で協議をしましてやっております。御心配のような気は今後とも起らぬよう、「そういう点については、新たに苦米地義三君が委員に任命されられました。

○委員長(松岡平市君) 委員の異動があ

りましたから御報告申し上げておきま

す。委員堀末治君は辞任せられまし

て、新たに苦米地義三君が委員に任命

されました。

本日はこれから委員長理事打合会を開きたいと思いますので、会議は本日

はこれにて散会いたしたいと思いま

す。会議を散会いたします。

午後四時五分散会

昭和三十一年四月十八日印刷

昭和三十一年四月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局